

令和7年12月18日

◆佐々木正行委員

公明党、佐々木です。

私のほうからも、今回の国の補正予算について物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてお伺いしますが、都道府県に対して、前は1.1兆円だったのに対して、今回は、倍の2兆円が分配されていくということで、神奈川県においても前回約148億、今回は約357億で、266億から使っていくわけですが、一方で、この医療機関に対する物価高騰対応の支援金については、前回の2月補正の際は、総額28億8,000万ぐらいだったと思うんですよ。今回は、19億2,000万ということなので、今、特に私が注目しているのは、病院の経営の緊急対策会議などやっている中で、前回より下がっているように表向き見えるわけですね。ですので、恐らくこの支援パッケージが今回は出てきて、この賃上げのところと物価上昇の部分が加わってきていて、病院は独自に国から直接、この一番下にも書いてあるように、賃上げの8.4万円と物価の1.1万円というのがあるから、少し県としてアレンジして抑えてという感じもなくなっているんですが、その理由は、しっかり教えていただければと思っています。

前回、たしか、これ間違っていたら訂正して教えていただきたいんですけども、医療料金は1床当たり2.2万円で、大病院において8万円だったと思うんですけども、ちょっと特高のところはね、ちょっと覚えていないんですけども、中で、今回こういう3分の2ぐらいの編成になっているということなので、まずは、その理由についてお伺いしたいと思います。

◎医療整備・人材課長

この臨時交付金を使った事業につきましては、これは電気・ガス代の高騰に対する支援を行うものとなっておりますけれども、本県では、今までも国が行っている電気・ガス料金の負担軽減支援の実施期間と合わせて、県としての支援する期間を決めさせていただいております。また、これに加えて、物価上昇率なども踏まえて、各施設への支援額を積算をしております。

前回、2月補正予算の際は、国において、当時、令和6年にも8月から10月と7年の1月から3月、計6か月間、電気・ガス料金の支援を行っておいりましたので、県においても6か月間の支援期間ということで、支援額を計算させていただいております。今回は、国が令和8年の1月から3月に支援を行うということで、県においても、同じ時期での3か月間の支援となっております。これに基づいて積算をしておりますので、物価上昇率は、前回よりも高くなっているんですけども、期間が短くなった分、今、議員御指摘のとおり、おおむね3分の2ぐらいの金額の支援額となっております。

確かに今回、国の医療・介護等支援パッケージにおいて、医療機関に対して別途手厚い支援がされるということもあり、それによって抑えているということではなくて、今回は、全庁原則のルールに基づいて、この額を積算をさせて、実施させていただくものになっております。

◆佐々木正行委員

全庁原則ルールにのっとしてというのは、県庁の言い分なんで、要するにその、半年だから、半年と3か月の違いというのは、まあ去年と一昨年で、違うというのは分かったんだけど、それは別に、そういうルールを決めた国の方針や県の方針であって、支給される病院側としては、半年だろうが3か月だろうが同じ、金額で決まるわけですから。期間なんて関係ないんですよ。その残っている90億をどう使うか、これからのプラス、次の3か月まで、国がどうやるのか、県もどうするのかというの決めることであって、そこで切れちゃうのであれば、あの何と言うの、その期間というの、あんまり意味がない。その支給する金額が全てであって、何か月分だとか半年分だとか、3か月分というのは関係ない話だと私は思うんですね。

その上で、この医療機関の経営状況というのは非常に厳しい、特に病院ですね。で、先ほど申し上げました緊急対策会議なんかをやっているわけですから。そういう中で、神奈川県も支援充実させようと言って、国に要望したりですね、前回の救急医療のところ、1床当たり6万円でしたっけ、とやってきてくださったというところは、私もすごく評価をするところなんですけれども、今後の残りのね、さっき言った物価高騰対策の重点支援地方創生臨時交付金を活用、また医療機関にできるのかどうかも含めて、追加配分など、きめ細かな支援を考えるべきなんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

◎医療整備・人材課長

今回は、まず全庁ルールに基づいて、支援額、決定したものになりますので、まずは今回の交付金を活用した支援、それから医療・介護等支援パッケージに基づく支援、この二つの事業につきましては、速やかに執行して、少しでも早く医療機関に届くように執行するというを考えているところです。

その上で、委員、今、御指摘いただいた御意見も含めて、医療機関に向けた今後の支援というところにつきましては、今後、関係団体とも連携しながら、必要な支援策については、検討していきたいというふうに考えているところです。

◆佐々木正行委員

緊急措置として、早くやりたいということなんだよね。まとめて全庁ルールにのっとしてやったこと自体がもうそういうことだと思いますので、次のことを考えていただきながら、病院経営厳しいと、そういうパッケージもありますし、期間も分かっているんだけど、でも実際にどのくらいの支給があるかということが、病院側にとっては大事ですから、そこを大事に思ってくださいながら、支援していただければというふうに思います。

次に、職場環境整備等事業費補助について、これ障害福祉施設と介護、両方一遍に聞きますけれども、それぞれ計上されているわけですが、この補助がですね、で、これまで何回か実施されてきたこの賃上げの補助との違い、これについて教えていただきたいと思います。

◎障害サービス課長

前回の賃上げ支援につきましては、職員1人当たり平均で5万4,000円の一時金に相当する額として、支援をしたところでございますが、今回につきましては月額1万円、6か月分に相当する額を支援できるよう、想定をしているところでございます。

また、これまで対象外だった相談支援事業所といったところが、今回から対象となったところでございます。

◆佐々木正行委員

その辺は分かりました。

今回、新たに対象となるサービスもある上に、支援内容もこれまでと違うものが追加されているわけですね、パッケージ分はね。やっぱり、なるべく多くの事業所が確実にこの支給を受けるために、この委員会の前回の委員会でも申し上げましたとおり、確実にその、大変だからそういう募集というかあっても申請しなかったりして、抜けちゃうところがあって、非常にもったいないと思うんですね、だから積極的にやっぱりこの支給を取れるように、取り組んでいくべきだと思いますけれども、そこら辺についての取組についてお伺いいたします。

◎障害サービス課長

まず、障害福祉サービス事業所に対するところで、お答えさせていただきます。

障害福祉情報サービスかながわというようなホームページでございます。こういったところにまず掲載をするということと、メール配信しながら、事業所に周知を徹底して行ってまいります。さらには、関係団体ですとか市町村にも御協力いただき、まずは、しっかり各事業所に情報が伝わるように支援をしていきたいと思っております。

さらに、申請受付に当たりまして、コールセンターを設けて、事業所の支援、申請サポートをしてきたところでございますが、前回のところ、1,100件を超える問合せがございました。そのうち受付開始の4月が特別に多くなって、600件を超える、半数以上の相談がそこでお問合せがあったということを考えますと、今回、特にこの申請時の人員配置を厚くするなど、しっかりサポートとして、支援していきたいと思っております。

◎介護サービス担当課長

続きまして、介護分野についてお答えしたいと思います。

先ほどの賃上げ、これまでの補助との違いでございますけれども、介護分野につきましても、前回の賃上げは5万4,000円の一時金でしたけれども、今回、月額1万円、6か月の賃上げ支援ということで、そちらについては、これまで対象外だった訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅介護支援事業所、ケアマネ事業所等のサービスが新たに対象とされたところでございます。また、生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する賃上げ支援の上乗せをするような、今回新たに、まず含まれた支援内容になります。

それから、介護事業者への周知といったところでございますけれども、県内の介護サービス事業者が県から情報を閲覧することができる介護情報サービスかながわというホームページに掲載して周知することと、それからホームページ掲載するだけではなかなか閲覧していただけないという状況もございますので、県が補助金を交付する対象の全ての事業所に対して、電子メールで、補助金の申請が始まることをお伝えいたします。それから高齢者施設の関連の団体などにも周知に御協力いただくよう、お願いしてまいります。

このほか、介護のほうでも委託によるコールセンターを設けます。前回の委託では 1,777 件の問合せにお答えしておりますが、事業所が要件を満たすための助言などもこちらで、きめ細やかに行えるよう、今回も準備していきたいと考えております。

◆佐々木正行委員

最後に、要望でありますけれども、今回の補正を含めて、障害福祉、それから介護保険において、多くの加算がありますけれども、小規模なこの事業所などでは、手続に割ける時間とか人手がないんですよね。せっかく加算を取得するのにできないといったような話を聞いたこともありますので、この補助については、できるだけ手続を煩雑にならないようにしていただくとともに、事業所からの問合せには丁寧に応じていただいて、多くの事業所が支給を受けられるようにしていただくことを要望して、終わります。